

【商品概要説明書】

大口定期

(2019年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利型定期預金 愛称：大口定期 									
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・法人および個人 									
3. 期間 ・自動継続の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金には、払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 ① 定型方式 預入日から次の定型期間が経過した日を満期日として指定できます。 …1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ② 満期日指定方式 預入日から次の期間内において、任意の日を満期日に指定できます。 …1ヵ月超5年未満 ③ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。ただし、継続の回数については、下記のとおり預入期間に応じて限度があります。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>・1ヵ月 = 95回</td> <td>・1年 = 9回</td> <td>・4年 = 2回</td> </tr> <tr> <td>・3ヵ月 = 39回</td> <td>・2年 = 4回</td> <td>・5年 = 1回</td> </tr> <tr> <td>・6ヵ月 = 19回</td> <td>・3年 = 3回</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 中間払利息は、元金・元利継続とも指定口座への入金となります。</p>	・1ヵ月 = 95回	・1年 = 9回	・4年 = 2回	・3ヵ月 = 39回	・2年 = 4回	・5年 = 1回	・6ヵ月 = 19回	・3年 = 3回	
・1ヵ月 = 95回	・1年 = 9回	・4年 = 2回								
・3ヵ月 = 39回	・2年 = 4回	・5年 = 1回								
・6ヵ月 = 19回	・3年 = 3回									
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・1,000万円以上 ・1円単位 									
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。 									
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します（固定金利）。また、自動継続時には、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点以下第4位以下切捨）によって計算します。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・個人は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率が、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人は、総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 ・預入金額が1,000万円以上のため、マル優（非課税）の対象外です。 									

7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 個人の場合、自動継続扱いで預入期間3ヵ月以上のものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9. 預金保険の適用	・ 適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	—
13. 中途解約時の取扱い	<p>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点以下4位以下切捨)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率</p> <p>(2) 預入日の1ヵ月後の応答日以降に解約する場合 次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、B. の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$</p> <p>※基準利率とは、解約日に解約する元金を通帳または証書に記載している満期日まで新たに預入するとした場合に適用される標準的な利率(満期日までの期間が1ヵ月未満の場合は、1ヵ月間預入するとした場合に適用される標準的な利率)を基準として、所定の方法により決定される利率をいいます。</p> <p>[注意] 中途解約の際に、中途解約以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、中途解約利息以上に支払われた金額を定期預金元金から清算させていただきます。</p>
14. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<p>・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。</p> <p>・ 静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日) 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp</p> <p>・ 一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから) 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)</p>